

○飯塚市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

令和3年12月17日

飯塚市告示第374号

改正 R5—223

飯塚市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱(平成20年飯塚市告示第60号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができる環境づくりを行うため、子育てに関する援助を受けたい者(以下「おねがい会員」という。)と子育てに関する援助を行いたい者(以下「まかせて会員」という。)を会員として組織するファミリー・サポート・センター事業(以下「事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(センターの設置等)

第2条 事業を実施するため、ファミリー・サポート・センターいいづか(以下「センター」という。)を設置する。

2 センターには事務局をおく。

(開業時間及び休日)

第3条 センターの開業時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 センターの休日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、休日に臨時に業務を行うことができる。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 8月13日から8月15までの日及び12月31日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(センターの業務内容等)

第4条 センターの業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 会員の募集、受付に関する事項

(2) 会員の登録に関する事項(会員名簿の作成・管理、会員証の発行等)

(3) 会員相互の援助活動(以下「援助活動」という。)の調整(マッチング)

(4) 会員を対象とする研修会等の実施

- (5) 会員への指導及び連絡
 - (6) センターの広報(チラシ作成、ホームページ等)
 - (7) 関係機関との連絡調整
 - (8) その他、センターの目的達成に必要な業務
- 2 センターの円滑な運営のため、事務局にアドバイザーを置く。
- 3 アドバイザーは第1項に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行う。
- (1) 会員の募集及び登録時の相談及び助言
 - (2) 援助活動に係る相談及び助言
 - (3) 会員間のトラブルへの助言等に関するここと
- 4 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (援助活動の対象者)
- 第5条 援助活動の対象者(以下「対象児童」という。)は、生後6月以上小学生以下の乳幼児、未就学児及び児童とする。
- (援助活動の内容)
- 第6条 援助活動は会員同士の合意(自由意思)に基づく準委任契約とし、その内容は、子育て支援に関する活動で、次のとおりとする。
- (1) 保育所、こども園、幼稚園、小学校、児童クラブ、学習塾等(以下「保育所等」という。)へ対象児童を送迎すること。
 - (2) 保育所等の始業時間前又は終業時間後に対象児童を預かること。
 - (3) おねがい会員の冠婚葬祭、学校の公的行事等社会的理由により対象児童を預かること。
 - (4) おねがい会員の買物、外出等私的原因により対象児童を預かること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、おねがい会員の仕事と育児との両立及び育児負担の軽減のために必要な援助を行うこと。
- 2 対象児童を預かる場所は、原則としてまかせて会員の自宅とする。ただし、会員間での合意がある場合は、この限りではない。
- 3 援助活動を行う時間は、会員間の合意及び曜日に関わらず、原則として午前7時から午後8時までとする。
- 4 その他、援助活動における必要な事項については、別に定める。

(会員資格)

第7条 センターに加入できる者は、次のとおりとする。

(1) おねがい会員

- ア 市内に居住し、又は通勤している者
- イ 原則として生後6月以上小学生以下の子の保護者

(2) まかせて会員

- ア 心身ともに健康で援助活動に理解と熱意を有し、積極的に援助活動を行うことができる20歳以上の者
- イ 市内に居住し、又は通勤している者で、自宅で安全に子どもを預かることができる者
- ウ 市が指定する研修会等を受講した者

(R5—223一改)

(入会等)

第8条 センターに入会しようとする者は、入会申込書をセンターに提出しなければならない。

- 2 センターは、前項の規定による申込みがあったときは、審査の上、会員として適当と認めた場合は、会員証を発行するとともに、会員名簿に登録するものとする。
- 3 会員は、入会申込書の内容に変更が生じた場合は、速やかに会員変更届をセンターに提出しなければならない。
- 4 入会、登録についての費用は無料とする。
- 5 その他、入会等における必要事項については、別に定める。

(退会)

第9条 センターを退会しようとする者は、退会届に会員証を添付してセンターに提出しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、センターは、援助活動、その他センターの運営に関し不適切と認める会員を退会させることができる。
- 3 その他、退会における必要事項については、別に定める。

(援助の実施)

第10条 おねがい会員は、援助を必要とする場合は、アドバイザーに対し、援助の依頼の申込みをするものとする。

- 2 前項の申込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められるまかせて会員を決定し、当該おねがい会員に紹介するものとする。
- 3 援助活動は、おねがい会員とまかせて会員が援助内容等を十分協議の上、相互の合意と責任の下に実施するものとする。
- 4 まかせて会員は、援助活動を実施したときは、援助活動報告書を作成し、おねがい会員の確認を受け、月ごとにまとめて翌月5日までにアドバイザーに提出しなければならない。
- 5 おねがい会員とまかせて会員は、援助活動によって生じた事故等の損害に備えるため、センターが契約する補償保険に一括加入するものとする。
- 6 前項の補償保険の適用外の損害については、おねがい会員とまかせて会員の間ににおいて解決しなければならない。
- 7 その他、援助活動の実施における必要な事項については、別に定める。

(会員の責務)

第11条 会員は、子どもの安全と福祉の確保、健全な育成を最優先し、互いの立場を尊重し、誠実に活動しなければならない。

- 2 会員は、センターの趣旨を理解し、本要綱及び関連する規則、並びに各種法令を承認、遵守しなければならない。
- 3 会員は、その地位を利用して政治活動及び宗教活動を行ってはならない。
- 4 会員は、援助活動において、営利等を目的とする行為を行ってはならない。
- 5 会員は、前項までの規定のほか、援助活動において、センターが不適切と認める活動を行ってはならない。
- 6 その他、会員の責務に関する必要な事項については、別に定める。

(おねがい会員の遵守事項)

第12条 おねがい会員は、まかせて会員に対し、第10条で決定された援助内容以外の援助を要求してはならない。ただし、事前におねがい会員とまかせて会員の間で合意のある場合は、この限りではない。

- 2 おねがい会員は、援助活動の終了後、まかせて会員に対して、利用料金等を支払わなければならない。
- 3 前項に掲げる利用料金等は、原則として援助活動が終了する度に支払うものとす

る。ただし、事前におねがい会員とまかせて会員の間で合意のある場合は、この限りではない。

- 4 おねがい会員は、援助の実施にあたり、対象児童が器材、消耗品、食料等を必要とする場合は、事前にそれらを用意した上で、まかせて会員に預けなければならない。ただし、用意する物品及びその代金の取り扱いについて、事前におねがい会員とまかせて会員の間で合意のある場合は、この限りではない。
- 5 おねがい会員は、援助活動の実施にあたり、必要に応じ対象児童の通う保育施設や学校等に、本サポートセンターの利用について事前に連絡をしなければならず、その不徹底により援助活動が行われなかつた場合は、おねがい会員の責任とする。
- 6 おねがい会員は、既に決定している援助活動をキャンセルする場合は、速やかにまかせて会員及び事務局に連絡をしなければならない。
- 7 おねがい会員が援助活動をキャンセルする場合は、キャンセル料をまかせて会員に支払わなければならない。ただし、キャンセルの理由が暴風雪等の悪天候、災害の発生等、やむ得ない事情による場合は、この限りではない。
- 8 その他、おねがい会員の遵守事項に関する必要な事項については、別に定める。
(まかせて会員の遵守事項)

第13条 まかせて会員として入会しようとする者は、センターが実施する研修若しくはセンターの指定する研修を受講した後でなければ活動できない。

- 2 まかせて会員は、おねがい会員に対し、第10条で決定された内容以外の援助を行ってはならない。ただし、事前におねがい会員とまかせて会員の間で合意のある場合は、この限りではない。
- 3 まかせて会員は、決定された内容以外の援助を行う必要がある場合、それが決定された内容と大幅に異なる場合は、予めおねがい会員及び事務局に連絡を行うものとする。
- 4 まかせて会員は、援助活動の内容に関わらず、活動の終了後、おねがい会員に対し、利用料金等以外の金品を要求してはならない。
- 5 まかせて会員は、援助の実施にあたり、対象児童が器材、消耗品、食料等を必要とした場合は、原則として事前におねがい会員に用意をさせなければならない。ただし、不測の事態などやむを得ない場合は、まかせて会員が用意することも認めるが、用意する物品及びその代金の取り扱いについて、事前におねがい会員と

まかせて会員の間で合意のある場合に限る。

- 6 まかせて会員は、既に決定している援助活動をキャンセルする場合は、速やかにおねがい会員及び事務局に連絡をしなければならない。
- 7 まかせて会員は、援助活動において自動車を利用する場合、事故等の損害に対応するため、センターが別に定める補償内容以上の任意保険に加入しなければならず、センターへの入会時及び任意保険の更新時には、その契約書の写しをセンターに提出しなければならない。
- 8 まかせて会員は、対象児童の健康管理及び生活管理に十分配慮するとともに、事故の発生予防に努めなければならない。
- 9 まかせて会員は、援助活動中に対象児童が病気や怪我を発症した場合は、速やかにおねがい会員に連絡をし、必要な対応を取らなければならない。
- 10 まかせて会員は、援助活動中に事故やトラブルが発生した場合は、速やかに警察や消防等、関係機関に連絡の上必要な対応を取るとともに、おねがい会員及び事務局へ速やかに連絡をしなければならない。
- 11 その他、まかせて会員の遵守事項における必要な事項については、別に定める。

(守秘義務)

第14条 おねがい会員、まかせて会員とも、活動によって知り得た他の会員の情報等について、そのプライバシーを侵害することや、秘密を第三者に漏らしてはならず、第9条に規定する退会後も同様とする。

(センターの運営)

第15条 事業は、委託して実施するものとし、センターの運営は、受託者がこの告示に反しない限りにおいて会則を定め、これに基づいて行うものとする。

(様式)

第16条 この告示の事務に用いる書類の様式は、別に定める。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年7月5日 告示第223号)

この告示は、告示の日から施行する。

